

ワンストップ特例制度の申請方法

【ワンストップ特例制度とは】

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除を受けられる制度です。

「ワンストップ特例制度」を利用するには、まず下記の適応条件を満たす必要があります。
条件を満たさない場合は、確定申告を行ってください。

申請書送付先：

〒409 - 0300
山梨県北都留郡丹波山村2450
丹波山村役場 総務課
ふるさと納税対策室

【ワンストップ特例制度適応条件】

①勤務先で年末調整される給与所得者等で、確定申告を必要としないと見込まれる方

年収2000万円を超える所得者や医療費控除等のために確定申告が必要な場合は確定申告で寄付金控除を申請してください。

②ふるさと納税をされる自治体数が5カ所以下と見込まれる方

1カ所の自治体に複数回寄付しても、1カウントになります。

【ワンストップ特例申請書について】

1. **裏面の記入例**を参考に、「寄附金税額控除に係る申告特例申請書」に記入してください。

2. 下表の必要書類を手元に用意する。

2016年のマイナンバー導入に伴い、なりすまし防止のために「**個人番号確認の書類**」と「**本人確認の書類**」のコピーを申請書と一緒に郵送することが必須になりました。ご自身のマイナンバー受け取り状況に合わせて、以下の表の書類を手元に用意してください。

	「個人番号カード」 を持っている人	「通知カード」を 持っている人	「個人番号カード」 「通知カード」の どちらも無い人
A：個人番号 確認の書類	個人番号カードの裏の コピー	通知カードのコピー	個人番号が記載された 住民票のコピー
B：本人 確認の書類	個人番号カードの表の コピー	下記いずれかの身分証のコピー ・運転免許証 ・旅券（パスポート） ・精神障害者保健福祉手帳 ・在留カード ※写真が表示され、氏名、生年月日または住所が 確認できるようにコピーしてください。	・運転経歴証明書 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・特別永住者証明書

3. 「**ワンストップ特例申請書**」、「**個人番号確認の書類**」、「**本人確認の書類**」を一緒に
ご郵送ください。

記入例

令和〇年寄附分		税金控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日		必ず捺印をしてください	
提出日を記入		あらかじめ記載されている内容に誤りがある場合は赤字でご修正ください。	
住所	〇〇県〇〇市〇〇町〇番〇号	フリガナ	
		氏名	タバヤマ タロウ 〇丹波
		個人番号	
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇	性別	男 女
		生年月日	明・大
必ず個人番号（マイナンバー）を記載して下さい			

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号のうち、特定の個人に関する法律第5条第3項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 丹波山村役場に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項


確定申告及び住民税申告が不要である場合に限り、チェックしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>

ワンストップ特例申請を行う都道府県・市区町村が年間5か所以内と見込まれる場合に限りチェックしてください。5か所を超える場合は確定申告が必要です。

【ワンストップ申請の受付状況について】

ワンストップ特例申請の受付状況は、下記サイトにてご確認ください。

山梨県丹波山村 ふるさと納税 ご利用状況確認ページ	https://member.shopkanri.jp/tabayama/onestop	
	左記の QR コードまたは上記アドレスより、ワンストップ申請の受付状況をご確認いただけます。サイトにアクセスし、下記項目を記入して下さい。	
	必須	お申し込み時の氏名
	どちらか一方	寄付整理番号 丹波山村から送付される寄付金受領証明書に記載されています
		WEB 注文番号 申込時に送信される楽天市場。さとふる、ふるさとチョイスからの確認メール、または各サイトの購入履歴にてご確認ください